

県南広域振興局長告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須川土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月23日

県南広域振興局長 佐々木 隆

理事

高 泉 茂 美 一関市花泉町金沢字下菅ノ平27番地